

報第1号

教育に関する事務に係る予算（令和4年度6月補正分）に
対する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、岐阜県知事から、令和4年第3回定例県議会に提出する教育に関する事務に係る予算について意見を求められ、教育長に対する権限の委任等に関する規則第4条第1項の規定により、令和4年6月6日に別添のとおり専決したので報告し、その承認を求める。

令和4年6月13日提出

岐阜県教育委員会
教育長 堀 貴雄

<地方教育行政の組織及び運営に関する法律>

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

<教育長に対する権限の委任等に関する規則>

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）

第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から九まで (略)

十 法第二十七条及び法第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

十一から二十まで (略)

第四条 教育長は、緊急の場合には、第一条第一項各号に規定する事務を専決することができる。

2 教育長は、前項の規定により処理したときは、次回の教育委員会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。